感染症対策指針

- 1. 感染症対策に関する基本理念 介護保険サービスの利用者は一般に感染症に対する抵抗力が弱く、訪問系サービスは利用者宅を訪問することで感染症を媒介するリスクがあることを理解し、適切な感染予防対策を着実に行なう必要がある。 感染対策を徹底し感染症の発生をなくすことが目標ではあるが、完全に感染症を予防することが必ずし も容易ではない。感染症が発生した場合に感染拡大を防止することが求められる。 感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さ らには職員自身の健康を守る取り組みとして城南医薬保健協働 介護サービス事業所の基本的な考え方で あるこの指針を定め、職員が必要な知識を深め、感染症対策が徹底される方策を共有する。
- 2. 感染症 事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。
- (1)利用者及び職員にも感染症が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等があ

る。

- (2)健康的な人に感染症を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に 発生する感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (MRSA)、緑膿菌感染症 等の薬剤耐性菌による感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等がある。
- 3. 感染管理体制の整備(感染対策委員会) 本事業所では、感染対策の強化に 努める観点から、『感染対策委員会』を組成する。なお、法人内別事業 と連携し て感染対策委員会を開催する場合がある。
- (1)介護事業部長(又は副部長)の統括のもと、委員長並びに委員若干名をもって構成する。
- (2) 開催日時及び場所は委員長が定める。 開催にあたっては、TV 会議システムを用いることも可能とする。
- (3)協議内容
- ①感染対策委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②事業所内感染対策に関すること
- ③感染症対策指針の整備に関すること

- ④感染症対策研修の内容に関すること
- ⑤感染症が発生した場合に迅速かつ適切な対応が行われるための方法に関する こと
- ⑥指針・マニュアル等の整備・見直しに関すること
- (7)感染症対策に関する職員へ啓蒙(周知・徹底)
- ⑧職員に対する訓練(シュミレーション)の企画・実施

4. 研修の開催

- (1)研修に関する基本方針 本指針に基づき、感染症や感染症対策の意識の醸成、基礎的知識の普及、感染症対策に対する理解を 深める教育を目的とした研修及び訓練(シュミレーション)を開催する。
- (2) 研修の開催頻度と研修対象者 専門相談員および事務員を含めた全従業員を対象とする研修を年1回以上開催する。 新任職員に対しては、初期研修期間内に実施する。
- (3) 訓練(シュミレーション)の開催頻度と対象者 感染症が発生した場合に備え、全従業員を対象とした訓練を年1回以上実施する。
- (4) 企画・開催 研修及び訓練(シュミレーション)は、感染症対策委員会が企画・開催する。

- 5. 感染症発生時の対応に対する基本方針 感染症が発生した場合、当事業所は利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、また職員が媒介する ことがないよう、利用者の保護及び安全の確保を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすこ とを基本方針として、迅速に下記のことを行なう。
 - (1) 発生状況の把握
 - (2) 必要な感染対策の実施
 - (3) 関係機関への連絡・連携(担当介護支援専門員等)
- 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。 また、当事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附則 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。